

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－和歌山県民間社会福祉事業者共済の掛金相当額を計上している。
- ・賞与引当金　－該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、和歌山県社会福祉協議会の退職金共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人は社会福祉事業区分のみのため作成を省略する。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人は「虹」拠点区分のみのため作成を省略する。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、社会福祉事業区分のみのため作成を省略する。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成を省略する。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①虹拠点

- ア 本部
- イ 介護老人福祉施設 虹
- ウ 短期入所生活介護 虹
- エ 通所介護 虹
- オ 居宅介護支援事業 虹

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	100,333,000	0	0	100,333,000
建物	562,659,768	0	21,045,777	541,613,991
合 計	662,992,768	0	21,045,777	641,946,991

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当無し。

8. 担保に供している資産

該当無し。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	899,392,200	357,778,209	541,613,991
小 計	899,392,200	357,778,209	541,613,991
その他の固定資産			
建物	11,760,500	1,944,824	9,815,676
機械及び装置	950,000	158,650	791,350
車輛運搬具	2,776,020	2,528,833	247,187
器具及び備品	56,481,013	44,659,935	11,821,078
有形リース資産	27,844,224	16,292,749	11,551,475
その他の固定資産	435,210	0	435,210
小 計	100,246,967	65,584,991	34,661,976
合 計	999,639,167	423,363,200	576,275,967

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	57,263,472	0	57,263,472
合 計	57,263,472	0	57,263,472

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当無し。

1 4. 重要な後発事象

該当無し。

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当無し。